

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査、認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施している。また、平成27年からは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、認定こども園（幼稚園・地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対する調査を毎年実施してきたが、調査項目の見直しや調査対象者の負担軽減等を考慮し、平成30年より地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）については社会福祉施設等調査に移管し、認定こども園（幼稚園型・地方裁量型）については調査を実施しないこととした。

平成30年は、認可外保育施設調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市

(2) 詳細票

児童福祉法第59条の2に基づいて届出された全国の認可外保育施設

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
認可外保育施設調査	10,048	7,830	77.9%	6,975

3 調査の期日

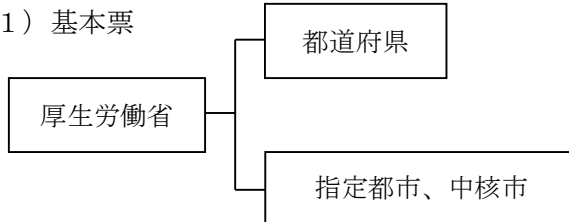
平成30年10月1日

4 調査事項

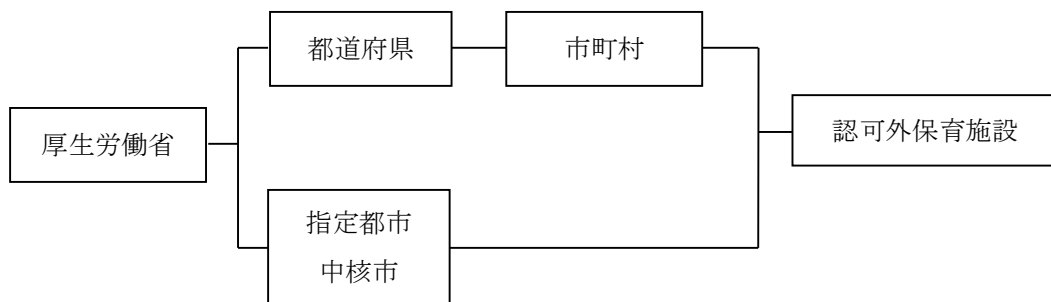
- (1) 基本票：施設名、所在地、設置主体、施設の類型、建物の形態 等
- (2) 詳細票：施設名、通常の開所時間、利用児童数、保育従事者数 等

5 調査方法及び系統

- (1) 基本票



- (2) 詳細票



認可外保育施設調査については、平成 27 年までは施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施。

平成 30 年からは、行政情報から把握可能な項目を基本票として都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施している。また詳細票はオンラインによる回収も可能とした。

6 調査の集計

結果の集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。

7 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

「－」：計数がない場合

- (2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。